

市民農園を始めませんか！

近年の健康ブームや食の安全に対する意識の高まりにより、安全で安心な農作物を求める声は広がっています。そこで注目されているのが「市民農園」です。一定の条件を満たせば農家の皆さんが自ら開設者となり小区画の農地を貸し出すことができます。

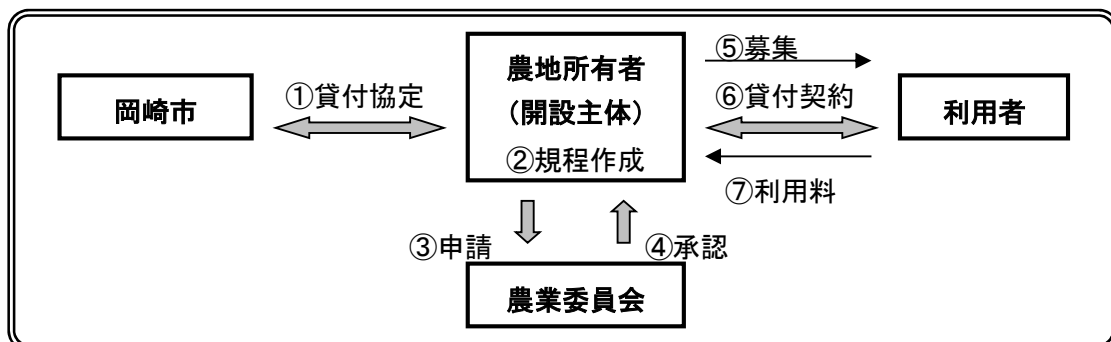
ステップ 1 市民農園として適しているかをチェック

- 道路に面した農地で10区画（1区画30㎡程度）以上とれるでしょうか。
- 周辺の農地、農業者への支障はないでしょうか。
- 利用者が農園を行き来するのは容易でしょうか。
- 給水が確保できれば大変便利です。桶やタンクを設置したり、自然水（湧水、井戸水、雨水など）を引いたりする例もあります。
- 相続税の納税猶予制度適用農地では市民農園を開設できません。

ステップ 2 経費や維持管理の採算をチェック

- 利用料収入 **A**（1区画料金×設置区画数）から維持管理経費 **B**（固定資産税、共用部分の除草、修繕費など）を差し引いて初期整備費用 **C**（整地費、土壌改良、区画割り経費、給排水整備など）を回収します。
- たとえば **A**（6,000円×20区画＝120,000円／年）、**B**（30,000円／年）、**C**（100,000円）の場合、 $A - B - C = \Delta 10,000$ 円となり、10,000円の負担となりますが、2年目からは**A**－**B**となります。

ステップ 3 法的手続き等をチェック



岡崎市では①・②・③・⑥の手続きに必要な書類の作成や⑤の利用者の募集（市政だより掲載）をお手伝いします。

問合せ・連絡先

岡崎市経済振興部農務課総務係 電話 23-6195・6344

